

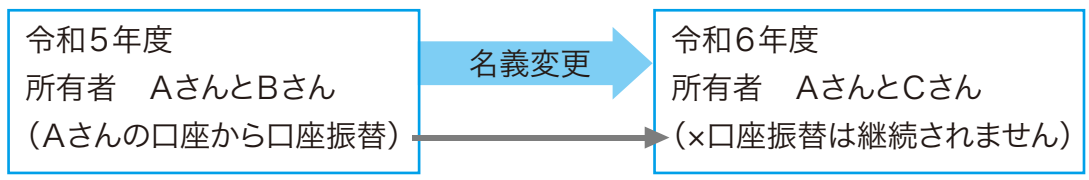
Q&A 質問にお答えします。

Q.26 口座振替は、毎年手続きをする必要がありますか？

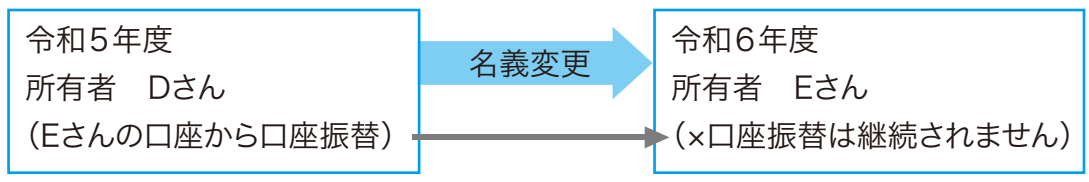
A 口座振替は、基本的に一度手続きされますと、翌年以降は自動的に更新されるため、毎年手続きをしていただく必要はありません。
 ただし固定資産税・都市計画税の場合、共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等は、再度手続きが必要となります。
 その場合は、大変お手数ですが、納税通知書に同封されている口座振替依頼書または、インターネット口座振替受付サービスにより再度お申し込みいただきますようお願いいたします。

《以下のような場合は再度手続きが必要です》

(例1) 共有者の変更



(例2) 登記簿上の所有者変更



Q.27 私は専業主婦で収入もなく、夫の扶養に入っていますが、私の所得証明(非課税証明)を受け取ることはできますか？

A お受け取りいただけます。窓口にて収入の有無に関する聞き取りをさせていただいてからの発行となります。

Q.28 妻の所得証明を夫が受け取りに行きたいのですが、委任状が必要ですか？

A ご家族の方でも本人からの委任状が必要です(委任状は作成日から3か月以内のものをお願いします)。また委任者と窓口に来られた方の本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)を提示していただきます(委任者の本人確認書類については、写し可)。